

## 第6章 相続

### 問題1

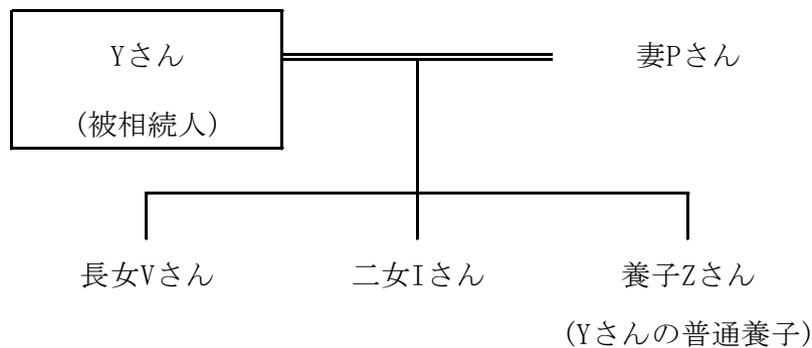
次の設例にもとづいて、下記の各問に答えなさい。

〈設例〉

Yさんは、令和×2年12月に死亡した。Yさんの家族は、妻Pさん(67歳)、長女Vさん(42歳)、二女Iさん(38歳)、養子Zさん(30歳)の4人である。

Yさんと妻Pさんは長女Vさん夫婦と同居しており、二女Iさんと普通養子Zさんはそれぞれ結婚して独立して生計を営んでいる。また、長女Vさんは令和×2年7月にYさんから現金500万円の贈与を受けている。Yさんの親族関係図およびYさんの主たる財産の状況は、下記のとおりである。

Yさんの親族関係図



Yさんの主たる財産(相続税評価額)

- ・有価証券：2,000万円
- ・預貯金：3,000万円
- ・自宅の敷地(240㎡)：1億2,000万円

(Yさんおよび妻Pさんが居住の用に供している自宅の敷地であり、金額は「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用前のものである)

- ・自宅の家屋：1,000万円

\* 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

## 問1

Yさんの相続に係る民法上の相続人およびその法定相続分の組合せとして最も適切なものは、次のうちどれか。

- 1) 妻Pさん：1/2、長女Vさん：1/2
- 2) 妻Pさん：1/2、長女Vさん：1/4、二女Iさん：1/4
- 3) 妻Pさん：1/2、長女Vさん：1/6、二女Iさん：1/6、養子Zさん：1/6

## 問2

子に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 非嫡出子は実子に含まれるが、被相続人が男性の場合、認知が必要である。
- 2) 胎児は相続人となりうるが、死産の場合は、相続人にならない。
- 3) 養子のうち、普通養子は相続人になりうるが、特別養子は相続人にならない。

## 問3

Yさんに係る相続により、Yさんの自宅の敷地を妻Pさんがすべて取得した場合、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用により減額される金額の限度額は、次のうちどれか。なお、この自宅の敷地以外にこの特例の適用を受ける宅地等はないものとする。

- 1)  $1 \text{億} 2,000 \text{万円} \times 50\% = 6,000 \text{万円}$
- 2)  $1 \text{億} 2,000 \text{万円} \times 80\% = 9,600 \text{万円}$
- 3)  $(1 \text{億} 2,000 \text{万円} + 1,000 \text{万円}) \times 80\% = 1 \text{億} 400 \text{万円}$

## 問 4

長女 V さんが Y さんから譲与を受けた 500 万円に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) Y さんが生存しているときに譲与されたものなので、長女 V さんは贈与税を納めることになる。
- 2) 相続開始年に Y さんから受取ったものなので、相続税の対象となる。
- 3) 相続時精算課税制度を選択していれば、非課税となるので、贈与税も相続税も納める必要はない。

## 問 5

相続税の納付と申告に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 相続財産が基礎控除以下の場合は、申告は不要とされている。
- 2) 申告書の提出期限は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から 6 ヶ月以内に行わなければならない。
- 3) 延納から物納への変更は、原則できないが、申告期限から 10 年以内で、延納による納付が困難になった場合には、延納から物納に変更することができるとされている。

## 問 6

相続税の納付税額の計算に関する下の文章の空欄①～③に入る語句の組合せとして最も適切なものは、次のうちどれか。

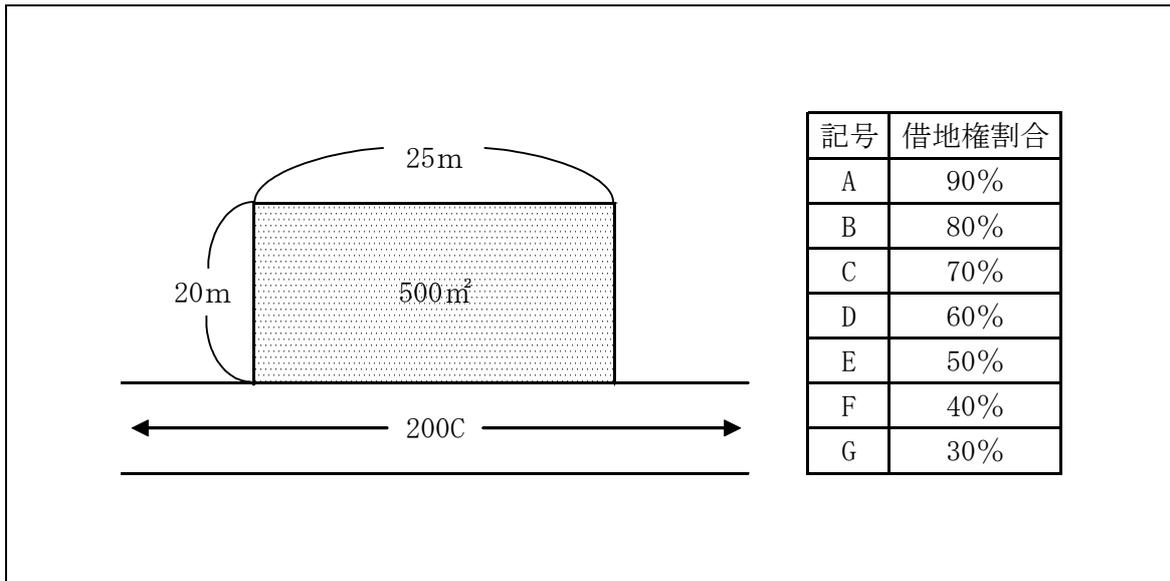
被相続人の配偶者や子、父母など( ① )親等の血族以外の方が、相続または遺贈によって財産を取得した場合は、算出税額の( ② )割が加算される。また、配偶者の取得した財産が( ③ )以下または配偶者の法定相続分相当額以下の場合は、相続税がかからない。

- 1) ① 1 ② 2 ③ 1 億 6,000 万円
- 2) ① 2 ② 3 ③ 1 億 5,000 万円
- 3) ① 1 ② 1 ③ 1 億 4,000 万円

## 問題 2

下記〈資料〉の宅地の借地権(普通借地)について、路線価方式による相続税評価額(計算式を含む)として、正しいものはどれか。なお、奥行価格補正率は 1.0 である。また、記載のない条件については一切考慮しないものとする。

〈資料〉



- 1)  $200 \text{ 千円} \times 500 \text{ m}^2 = 100,000 \text{ 千円}$
- 2)  $200 \text{ 千円} \times 500 \text{ m}^2 \times 70\% = 70,000 \text{ 千円}$
- 3)  $200 \text{ 千円} \times 500 \text{ m}^2 \times (1 - 70\%) = 30,000 \text{ 千円}$